

【労働保険改正点確認】

令和2年4月から高年齢被保険者の方について、雇用保険料が徴収となっております。

平成31年度(令和2年3月まで)までは、高年齢被保険者の方について、雇用保険料徴収が免除となっておりますが、令和2年4月からは高年齢被保険者の方の雇用保険料も徴収となっておりますので、令和3年度更新の際にも、その分を含めて概算保険料(予定)に見込んでください。



労働保険料等算定基礎賃金等の報告

高年齢被保険者の方がいる場合、高年齢被保険者の分も込で見込額としてください。

基礎賃金等の報告

3. 事業の概要 9416	4. 特掲事業 2 1. 該当する 2. 該当しない	5. 新年度賃金見込額	
		1. 前年度と同額	2. 前年度と変わる
6. 延納の申請 1. 一括納付 2. 分納(3回)		労 雇	千円
		3. 委託解除年月日 年 月 日	
		4. 委託解除拠出金納付済	
2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金			
5) 被保険者 <small>雇労働被保険者に支払った賃金を含む お、パートタイマー、アルバイト等 雇用保険の被保険者とならない者を除く</small>	(6) 役員で被保険者扱いの者 <small>給与支払等の面からみて 労働者の性格の強い者</small>	(7) 合計 (5)+(6)	(8) うち高年齢労働者分 <small>確定年度の初日において満64歳以上の者(任意加入の高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を除く)</small>

○ 平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となっておりますので、手続きについて再度ご確認ください。

※ご不明な点がございましたら南箕輪村商工会までお問い合わせください。

南箕輪村商工会

TEL : 0265-72-6265

FAX : 0265-72-6219